

議案第 35 号

佐倉市水道事業給水条例及び佐倉市下水道条例の一部を改正する条例の
制定について

佐倉市水道事業給水条例及び佐倉市下水道条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市水道事業給水条例及び佐倉市下水道条例の一部を改正する条例

(佐倉市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 佐倉市水道事業給水条例（平成10年佐倉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第36条の次に次の1条を加える。

(手数料の減免)

第36条の2 管理者は、第2条に規定する区域内に事業所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、前条第2号及び第4号の手数料を減免することができる。

- (1) 本市と協力して災害復旧を行う団体として管理者が認める団体に属する者
 - (2) その他公益上手数料を減免する特別の事情があると管理者が認めた者
- (佐倉市下水道条例の一部改正)

第2条 佐倉市下水道条例（昭和42年佐倉市条例第13号の2）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(手数料の減免)

第7条の2 管理者は、本市の区域内に事業所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、前条第1項第1号及び第2号の手数料を減免することができる。

- (1) 本市と協力して災害復旧を行う団体として管理者が認める団体に属する者
- (2) その他公益上手数料を減免する特別の事情があると管理者が認めた者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。